

感染症法の規定に基づく届出票

結核患者

(入 院 ・ 退 院) 届出
(治療終了(中止)・治療中断・死亡) 報告※

(該当の区分に○印
をしてください)

※法に基づきませんが、患者管理上御協力をお願いします。

○届出・報告の記入上の注意

- 1 感染症法に基づく入・退院の場合は、共通事項欄、入・退院届欄を御記入ください。
- 2 治療終了(中止)・中断・死亡報告の場合は、共通事項欄、治療終了(中止)・中断・死亡報告欄を御記入ください。

(共通事項)

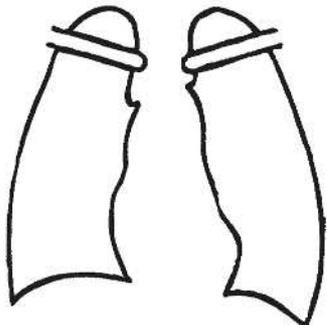
届出年月日 年 月 日

病院の名称 及び所在地 管理者名		
病名	患者の氏名	住所
患者の年齢	性別	職業
(患者が未成年の場合) 保護者の氏名		住所
連絡事項		

1 入・退院届

入院・退院 ※どちらかに○をしてください。

(入・退) 院年月日 年 月 日

<p>エックス線所見 年 月 日撮影</p>  <p>学会分類</p>	<p>喀痰所見 年 月 日 塗抹 () 培養 () 年 月 日 塗抹 () 培養 () 年 月 日 塗抹 () 培養 ()</p> <p>同定検査 年 月 日 検査方法 () 結果 ()</p> <p>理学的所見</p> <p>その他の所見</p>
--	--

2 治療終了(中止)・中断・死亡報告

投薬期間 年 月 日 ~ 年 月 日	最終喀痰所見 年 月 日 塗抹 () 培養 ()
治癒 年 月 日	エックス線所見 ※上記、「1入・退院」の記入欄に御記入ください。
転症 年 月 日	死亡 年 月 日 (死因)
転院 年 月 日	中断 年 月 日 (理由)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(病院管理者の届出)

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

- 2 保健所長は、その管轄する区域内に居住する者以外の者について前項の届出を受けたときは、その届出の内容を、当該患者の居住地を管轄する保健所長に通知しなければならない。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則抜粋

(病院管理者の届出事項)

第二十七条の六 病院の管理者は、結核患者が入院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の住所、氏名並びに結核患者が成年に達していない場合にあつては、その保護者の氏名及び住所（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二 病名

三 入院の年月日

四 病院の名称及び所在地

2 病院の管理者は、結核患者が退院したときは、法第五十三条の十一第一項の規定により、次に掲げる事項を文書で届け出なければならない。

一 結核患者の氏名、年齢、性別並びに第四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 病名

三 退院時の病状及び菌排泄の有無

四 退院の年月日

五 病院の名称及び所在地

<参考>

入院届は、結核治療中かどうかで要否が異なります。

以下の表を御参考くださいますようお願いいたします。

また、結核患者のみならず、潜在性結核感染症患者に対しても同様に必要となります。

入退院時の結核治療状況		入院届	退院届	備考
入院	退院			
結核で入院	結核治療中に退院	○	○	
	結核治療終了後に退院	○	×	
他疾患で入院中、結核と診断	結核治療中に退院	×	○	発生届で把握
	結核治療終了後に退院	×	×	
結核治療中に、他疾患で入院	結核治療中に退院	○	○	
	結核治療終了後に退院	○	×	
服薬終了後(管理検診中)に他疾患で入院・退院		×	×	